

□ 行政機関情報公開法の改正に係る新旧対照表

① 「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」による改正

<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）</p> <p>改 正 後</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>改 正 前</p>
<p>第二章 不服申立て等</p> <p>第一節 情報公開審査会</p> <p>（設置）</p> <p>第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。</p>	<p>第三章 不服申立て等</p> <p>第一節 情報公開審査会</p> <p>（設置）</p> <p>第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、情報公開審査会を置く。</p>

附 則（平成十一年法律第百二号）（抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。〔後略〕

② 中央省庁等改革関係法施行法による改正

<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）</p> <p>改正後</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>改正前</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項にお</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（次号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p>

いて準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五(略)

六(略)

2 (略)

(開示請求権)

第二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十八条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

三(略)

四(略)

2 (略)

(開示請求権)

第二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第三号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十八条 (略)

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十九条 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

〔独立行政法人及び特殊法人の情報公開〕

第四十二条 政府は、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）について、その性格及び業務内容に応じ、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則

1 (略)

2 政府は、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の公開に關し、この法律の公布後二年を用途として、第四十二条の法制上の措置を講ずるものとする。

3 (略)

附則（平成十一年法律第百六十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律〔中略〕は、平成十二年一月六日から施行する。〔後略〕

〔特殊法人の情報公開〕

第四十二条 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。）について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則

1 (略)

2 政府は、特殊法人の保有する情報の公開に關し、この法律の公布後二年を用途として、第四十二条の法制上の措置を講ずるものとする。

3 (略)

③ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（傍線部分は修正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 補則（第二十七条 第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員、<u>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）</u>第一条第一項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く）、<u>独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）</u>第一条第一項に規定する独立行政法人等をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 補則（第二十七条 第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

以下同じ。の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第三百六十一号）第一条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ・ロ（略）

三・四（略）

五 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ・ロ（略）

三・四（略）

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ (略)

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をするところにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政

を及ぼすおそれがあるもの

イ (略)

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

法人等情報公開法第一条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十一号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3. 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えること

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

とができる。

2・3 (略)

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

一〜三 (略)

(設置)

第二十一条 第十八条及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。

(組織)

第二十一条 情報公開審査会は、委員十二人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁(第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長及び独立行

2・3 (略)

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

一〜三 (略)

(設置)

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。

(組織)

第二十一条 情報公開審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場

政法人等情報公開法第十八条第一項の規定により情報公開審査会に諮問をした独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。に對し、開示決定等（独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を含む。第二項において同じ。）に係る行政文書又は法人文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に對し、その提示された行政文書又は法人文書の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に對し、開示決定等に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(委員による調査手続)

第二十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書又は法人文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

合においては、何人も、審査会に對し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に對し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(委員による調査手続)

第二十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六條 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十一條に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 (略)

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六條 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第三項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十一條に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 (略)

(独立行政法人及び特殊法人の情報公開)

第四十一條 政府は、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第一條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)について、その性格及び業務内容に応じ、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四十一条 (略)

第四十三条 (略)

附則

1 (略)

2| (略)

第四十二条 (略)

第四十四条 (略)

附則

1 (略)

2 政府は、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の公開に関し、この法律の公布後二年を目途として、第四十一条の法制上の措置を講ずるものとする。

3| (略)

附則 (平成十三年法律第百四十号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成十四年政令第百九十八号で同年十月一日から施行〕

④日本郵政公社法施行法による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十号）	改正後
<p>改正前</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五條（略）</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政</p>	<p>改正後</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五條（略）</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法</p>

（傍線部分は改正部分）

政法人等情報公開法」という。) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第一条に規定する地方公務員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二七六 (略)

という。) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第一条に規定する地方公務員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二七六 (略)

附則(平成十四年法律第九十八号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。〔後略〕

⑤ 「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 不服申立て等</p> <p>第一節 諮問等（第十八条 第二十条）</p> <p>第二節 訴訟の管轄の特例等（第二十一条）</p> <p>第四章 補則（第二十一条 第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 不服申立て等</p> <p>第一節 諮問等（第十八条 第二十条）</p> <p>第二節 情報公開審査会（第二十一条 第二十六条）</p> <p>第三節 審査会の調査審議の手続（第二十七条 第二十五条）</p> <p>第四節 訴訟の管轄の特例等（第二十六条）</p> <p>第四章 補則（第二十七条 第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>

難にするおそれ

ロクホ (略)

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一・二 (略)

ロクホ (略)

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会、第二節において「審査会」と総称する。)に諮問しなければならない。

一・二 (略)

第二節 情報公開審査会

(設置)

第二十一条 第十八条及び独立行政法人等情報公開法第十八条第一項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。

(組織)

第二十二条 情報公開審査会は、委員十二人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤と

することができる。

(委員)

第二十二條 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員二人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合において、委員の全員をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第二十六條 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第二十七條 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁(第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定により情報公開審査会に諮問をした独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)に対し、開示決定等(独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を含む。第二項において同じ。)に係る行政文書又は法人文書の提示を求めることができる。この場合口においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は法人文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審

審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第二十八條 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第二十九條 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第三十條 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七條第一項の規定により提示された行政文書又は法

人文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第二十一条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十二条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三節 訴訟の管轄の特例等

- 第二十一条 (略)
- 第二十一条 (略)
- 第二十三条 (略)
- 第二十四条 (略)
- 第二十五条 (略)
- 第二十六条 (略)
- 第二十七条 (略)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續
に關し必要な事項は、政令(第十八条の別に法律で定める審査会
にあつては、会計検査院規則)で定める。

第四節 訴訟の管轄の特例等

- (訴訟の管轄の特例等)
- 第二十六条 (略)
 - 第二十七条 (略)
 - 第二十八条 (略)
 - 第二十九条 (略)
 - 第四十条 (略)
 - 第四十一条 (略)
 - 第四十二条 (略)

第四十二条 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者
は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則(平成十五年法律第六十一号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機關の保有する個人情報保護の保護に關する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

⑥「地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

改正後

（行政文書の開示義務）

第五条（略）

一（略）

イ・ロ（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第一条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人）第一条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人）（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報^{（その職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の}がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報

改正前

（傍線部分は改正部分）

（行政文書の開示義務）

第五条（略）

一（略）

イ・ロ（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第一条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

うち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ・ロ（略）

三・四（略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ（略）

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ・ロ（略）

三・四（略）

五 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ（略）

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法

人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

附則(平成十五年法律第百十九号)(抄)
(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。(後略)

⑦ 「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 不服申立て等</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 不服申立て等</p> <p>第一節 諮問等（第十八条―第二十条）</p> <p>第二節 訴訟の管轄の特例等（二十一条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 不服申立て等</p> <p>第一節 諮問等</p> <p>第二節 訴訟の管轄の特例等</p> <p>第二十一条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百二十九号）第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも提起することができる。</p>

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(同法第二条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2| 前項の規定は、行政事件訴訟法第十一条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

附 則 (平成十六年法律第八十四号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成十七年四月一日)から施行する。

2| 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

⑧ 「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ〜ロ（略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）以下「独立行政法人等情報公開法」と</p>	<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ〜ロ（略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）以下「独立行政</p>

いう。) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下(同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二〇六 (略)

法人等情報公開法」という。) 第一条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下(同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二〇六 (略)

附則(平成十七年十月二十一日法律第百二号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

⑨「公文書等の管理に関する法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号） 第一条第七項に規定する特定歴史公文書等</p> <p>三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(削除)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(行政文書の管理)</p> <p>第二十一条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。</p> <p>2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければなら</p>

<p>(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第二十二條 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七條第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施行の状況の公表)</p> <p>第二十三條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第二十四條 (略)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第二十五條 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十六條 (略)</p>	<p>ない。</p> <p>3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第二十三條 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施行の状況の公表)</p> <p>第二十四條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第二十五條 (略)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第二十六條 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十七條 (略)</p>
--	--

附則(平成二十一年七月一日法律第六十六号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(平成二十三年四月一日)から施行する。

⑩「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

附則（平成二十四年法律第四十二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。